交通事故によるけがで

健康保険を使うときは、連絡を!

交通事故など「第三者行為」によってけがをした場合の医療費は、 原則として加害者が支払うべきものです。健康保険を使う場合は、 健保組合が一時的に立て替えて支払い、後日、加害者に健保組合が 請求することになります。

そのため、健康保険を使って治療を受けた場合は、できるだけ早く健保組合に連絡し、必要書類(「第三者の行為による傷病届」等)を提出してください。



▶ 交通事故が発生したときは…

全員のけがの 状態を確認

必要な場合は救急 車を。

警察に連絡

現場確認をしても らい、「交通事故証 明書」を請求する。

加害者を確認

免許証(氏名・年齢・ 住所)、自賠責保険証、 任意保険加入の有無、 車検証(車の持ち主)、 勤務先等を控える。

医療機関へ

診断書、領収証をもらう。

健保組合に 連絡

事故後はすみやか に**健保組合へ連絡** し、必要書類を提 出する。



A

他人 (第三者) に原因があるけがや病気のことを いい、自動車事故以外にも、次のようなケースが あります。

- ●自転車事故
- 他人のペットにかまれた
- 不当な暴力によるけが
- ●購入食品や飲食店での食中毒
- ●スキーやスノーボードなどの衝突・接触事故
- ●工事現場からの落下物によるけが など
- ※仕事中や通勤中にけがをしたときは、労災保険から給付が行われますので、健康保険は使えません。すみやかに職場の担当者に連絡してください。
- ※健康保険で治療を受けたときは、示談する前に必ず健保組合へご相談ください。届け出ずに示談すると、健保組合が負担した医療費(7~9割)を加害者に請求できなくなり、被保険者に請求する場合があります。

平成22年に

改正臓器移植法が施行されました

臓器移植法の一部が改正され、次のように施行されました。

平成22年 1月17日 から

効 親族へ臓器を優先的に提供する意思を書面で表示できるようになりました。

平成22年 7月17日 から

- 極本人の意思が不明でも、ご家族の承諾があれば臓器提供できるようになりました。
- 늘 ご家族の承諾があれば、15歳未満の方からの臓器提供も可能になりました。
- 🎍 運転免許証や保険証に、臓器提供の意思表示欄が設けられるようになりました。



臓器移植についての詳細や意思登録はコチラ

(社)日本臓器移植ネットワーク

URL http://www.jotnw.or.jp/ ☎0120-78-1069 (携帯電話からは☎03-3502-2071)

※健保インターネットホームページのトップ画面からもリンクしており、すぐに閲覧できます。